

新宮税務署からのお知らせ

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります

マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます！

用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ



※ 従来、e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・パスワードの通知を受け、これらを管理・入力する必要がありましたが、マイナンバーカード方式では、そのような手間がなくなります。

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

スマホでも申告できます！

用意するものは、次の2つ！

- ID・パスワード方式に対応した
- ① ID（利用者識別番号）
 - ② パスワード（暗証番号）



- ・ IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
 - ・ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
- ※ マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます。

- ・ 確定申告書等作成コーナーの操作方法等 ⇒ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（Tel0570-01-5901）
- ・ マイナンバーカードに関するご質問 ⇒ マイナンバー総合フリーダイヤル（Tel0120-95-0178）
- ・ 税務相談等 ⇒ 電話相談センター（新宮税務署）（Tel0735-22-5261）
※ 自動音声によりご案内しますので、「1」を選択していただいた上、相談内容に応じて該当の番号を選択していただくと電話相談センターへつながります。

作成した申告書等は、早期に提出を！

申告書等は、郵送等で提出することができます。

また、還付申告をされる場合は、2月15日（金）以前でも提出できます。

新宮税務署で申告書等の作成・相談を希望される方へ

1 税務署の申告書作成会場開設日程

- 申告書作成会場は、**2月18日(月)から3月15日(金)まで**開設しております。
(閉庁日は開設していません)。
- 申告書作成会場では、**16時まで**申告相談の受付をしておりますが、
混雑状況により早めに相談受付を終了させていただく場合もございます。

2 税務署以外の申告書作成会場開設日程

所得税、消費税の申告書作成会場を税務署のほか、下記のとおり開設します。

開設日	会場	所在地	受付時間
2月26日(火) ~2月27日(水)	串本町文化センター	串本町串本 2427	9:30~12:00 13:00~15:00

- ※ 上記会場では申告書(控)に受付印を押印しませんので、ご注意ください。
- ※ 上記会場では土地・建物・株式等を売却された所得、贈与税や相続税、山林所得に関するアドバイスは行っておりません。
- ※ 相談受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

台風などで被害を受けられた方へ

台風などの災害により住宅や家財などに被害を受けられた方は、
所得税の計算において、**雑損控除又は災害減免法による軽減免除を受けられる場合**があります。

詳しくは、こちらをご覧ください!!

① インターネットで調べる

災害を受けられた方が適用できる制度の質問と回答は、国税庁ホームページで調べることができます。

② 電話で確認する

電話相談センター：0735-22-5261 (新宮税務署)

※ 自動音声によりご案内しますので、「1」を選択していただいた上、相談内容に応じて該当の番号を選択していただくとう電話相談センターへつながります。



医療費控除の申告をされる方へ

医療費控除は、**領収書の提出が不要**です。
(**医療費控除の明細書**を提出すればOK)

➢ 平成29年分の確定申告から、領収証の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

※ 医療費の領収書は自宅で**5年間**の保存が必要
(税務署から求められたときは提示又は提出が必要)

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付
すると明細の記入を省略できます。

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、
医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!

2019年10月1日から、消費税の税率が引き上げられ、軽減税率制度が実施されます。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- **帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。**
- **レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。**

軽減税率制度に関する情報は

国税庁ホームページ内



国税庁

をクリック